

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成23年8月18日(2011.8.18)

【公開番号】特開2010-26821(P2010-26821A)

【公開日】平成22年2月4日(2010.2.4)

【年通号数】公開・登録公報2010-005

【出願番号】特願2008-187949(P2008-187949)

【国際特許分類】

G 06 Q 20/00 (2006.01)

G 06 Q 40/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 4 1 0 C

G 06 F 17/60 2 3 4 S

G 06 F 17/60 2 3 4 N

【手続補正書】

【提出日】平成23年7月5日(2011.7.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

口座管理装置の口座により管理されている電子マネーの残高であって、資金に基づく電子マネーの残高である第1の残高と、資金に基づかない電子マネーの残高である第2の残高とを記憶する記憶部と、

前記電子マネーによって購入される商品の購入金額を前記第1の残高と前記第2の残高の一方または両方から減算するように、前記第1の残高と前記第2の残高の更新を制御する制御部と

を備える電子機器。

【請求項2】

前記制御部は、前記購入金額を、前記第2の残高から優先的に減算し、不足する分を前記第1の残高から減算する

請求項1に記載の電子機器。

【請求項3】

前記記憶部は、前記第1の残高と前記第2の残高を合計した第3の残高をさらに記憶する

請求項2に記載の電子機器。

【請求項4】

前記記憶部は、前記第3の残高と同じ額であって、前記商品の購入時に前記第3の残高より先に更新される第4の残高をさらに記憶する

請求項3に記載の電子機器。

【請求項5】

口座管理装置の口座により管理されている電子マネーの残高であって、資金に基づく電子マネーの残高である第1の残高と、資金に基づかない電子マネーの残高である第2の残高とを記憶する記憶部、および制御部を有する電子機器において、

前記制御部が、前記電子マネーによって購入される商品の購入金額を前記第1の残高と前記第2の残高の一方または両方から減算するように、前記第1の残高と前記第2の残高

の更新を制御する

電子マネー管理方法。

【請求項 6】

口座管理装置の口座により管理されている電子マネーの残高であって、資金に基づく電子マネーの残高である第1の残高と、資金に基づかない電子マネーの残高である第2の残高とを記憶する記憶部を有するコンピュータに、

前記電子マネーによって購入される商品の購入金額を前記第1の残高と前記第2の残高の一方または両方から減算するように、前記第1の残高と前記第2の残高の更新を制御する

処理を実行させるプログラム。

【請求項 7】

利用者の電子マネー預金口座を、資金に基づく電子マネーの第1の口座と、資金に基づかない電子マネーの第2の口座とに区別して記憶する記憶部と、

前記電子マネーによって購入される商品の購入金額を前記第1の口座と前記第2の口座の一方または両方から減算するように、前記第1の口座と前記第2の口座との更新を制御する制御部と

を備える電子マネー管理装置。

【請求項 8】

前記制御部は、前記購入金額を、前記第2の口座から優先的に減算し、不足する分を前記第1の口座から減算する

請求項7に記載の電子マネー管理装置。

【請求項 9】

前記制御部は、前記第2の口座から前記第1の口座または前記利用者もしくは他の利用者の普通預金口座への出金を禁止する

請求項8に記載の電子マネー管理装置。

【請求項 10】

利用者の電子マネー預金口座を、資金に基づく電子マネーの第1の口座と、資金に基づかない電子マネーの第2の口座とに区別して記憶する記憶部、および制御部を有する電子マネー管理装置において、

前記制御部が、前記電子マネーによって購入される商品の購入金額を前記第1の口座と前記第2の口座の一方または両方から減算するように、前記第1の口座と前記第2の口座との更新を制御する

電子マネー管理方法。

【請求項 11】

利用者の電子マネー預金口座を、資金に基づく電子マネーの第1の口座と、資金に基づかない電子マネーの第2の口座とに区別して記憶する記憶部を有するコンピュータに、

前記電子マネーによって購入される商品の購入金額を前記第1の口座と前記第2の口座の一方または両方から減算するように、前記第1の口座と前記第2の口座との更新を制御する

処理を実行させるプログラム。

【請求項 12】

電子マネー管理装置および口座管理装置を含む電子マネー管理システムであって、

前記電子マネー管理装置は、加盟店端末から電子マネーによる購入金額および前記電子マネーの利用者情報を受信し、前記利用者情報から前記電子マネーが資金に基づかない電子マネーと資金に基づく電子マネーの両方を取り扱う方式の電子マネーシステムによるものであると判断した場合、利用者の電子マネー預金口座を管理する前記口座管理装置に前記購入金額を送信し、

前記口座管理装置は、前記利用者の電子マネー預金口座を資金に基づく電子マネーの第1の口座と資金に基づかない電子マネーの第2の口座とに区別して管理し、受信した前記購入金額を前記第2の口座から優先的に減算するとともに、不足する分を前記第1の口座

から減算して、前記第1の口座から減算した額を前記電子マネー管理装置の管理者の口座へ振り込み、

前記電子マネー管理装置は、前記口座管理装置から前記振り込みの完了の通知を受けた場合、前記購入金額を前記加盟店端末の管理者の口座に振り込む

電子マネー管理システム。

【請求項13】

電子マネー管理装置および口座管理装置を含む電子マネー管理システムにおいて、

前記電子マネー管理装置が、加盟店端末から電子マネーによる購入金額および前記電子マネーの利用者情報を受信し、前記利用者情報から前記電子マネーが資金に基づかない電子マネーと資金に基づく電子マネーの両方を取り扱う方式の電子マネーシステムによるものであると判断した場合、利用者の電子マネー預金口座を管理する口座管理装置に前記購入金額を送信し、

前記口座管理装置が、前記利用者の電子マネー預金口座を資金に基づく電子マネーの第1の口座と資金に基づかない電子マネーの第2の口座とに区別して管理し、受信した前記購入金額を前記第2の口座から優先的に減算するとともに、不足する分を前記第1の口座から減算して、前記第1の口座から減算した額を前記電子マネー管理装置の管理者の口座へ振り込み、

前記電子マネー管理装置は、前記口座管理装置から前記振り込みの完了の通知を受けた場合、前記購入金額を前記加盟店端末の管理者の口座に振り込む

電子マネー管理方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明の一側面は、口座管理装置の口座により管理されている電子マネーの残高であって、資金に基づく電子マネーの残高である第1の残高と、資金に基づかない電子マネーの残高である第2の残高とを記憶する記憶部と、電子マネーによって購入される商品の購入金額を第1の残高と第2の残高の一方または両方から減算するように、第1の残高と第2の残高の更新を制御する制御部とを備える電子機器である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明の他の側面は、利用者の電子マネー預金口座を、資金に基づく電子マネーの第1の口座と、資金に基づかない電子マネーの第2の口座とに区別して記憶する記憶部と、電子マネーによって購入される商品の購入金額を第1の口座と第2の口座の一方または両方から減算するように、第1の口座と第2の口座との更新を制御する制御部とを備える電子マネー管理装置である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

さらに本発明の他の側面は、電子マネー管理装置および口座管理装置を含む電子マネー管理システムであって、電子マネー管理装置は、加盟店端末から電子マネーによる購入金

額および電子マネーの利用者情報を受信し、利用者情報から電子マネーが資金に基づかない電子マネーと資金に基づく電子マネーの両方を取り扱う方式の電子マネーシステムによるものであると判断した場合、利用者の電子マネー預金口座を管理する口座管理装置に購入金額を送信し、口座管理装置は、利用者の電子マネー預金口座を、資金に基づく電子マネーの第1の口座と、資金に基づかない電子マネーの第2の口座とに区別して管理し、受信した購入金額を、第2の口座から優先的に減算するとともに、不足する分を第1の口座から減算して、第1の口座から減算した額を、電子マネー管理装置の管理者の口座へ振り込み、電子マネー管理装置は、口座管理装置から、振り込みの完了の通知を受けた場合、通知を受けた額を加盟店端末の管理者の口座に振り込む電子マネー管理システムである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本発明の一側面においては、記憶部が、口座管理装置の口座により管理されている電子マネーの残高であって、資金に基づく電子マネーの残高である第1の残高と、資金に基づかない電子マネーの残高である第2の残高を記憶し、制御部が、電子マネーによって購入される商品の購入金額を第1の残高と第2の残高の一方または両方から減算するように、第1の残高と第2の残高の更新を制御する。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明の他の側面においては、記憶部が、利用者の電子マネー預金口座を、資金に基づく電子マネーの第1の口座と、資金に基づかない電子マネーの第2の口座とに区別して記憶し、制御部が、電子マネーによって購入される商品の購入金額を第1の口座と第2の口座の一方または両方から減算するように、第1の口座と第2の口座の更新を制御する。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

さらに本発明の他の側面においては、電子マネー管理装置が、加盟店端末から電子マネーによる購入金額および電子マネーの利用者情報を受信し、利用者情報から電子マネーが資金に基づかない電子マネーと資金に基づく電子マネーの両方を取り扱う方式の電子マネーシステムによるものであると判断した場合、利用者の電子マネー預金口座を管理する口座管理装置に購入金額を送信し、口座管理装置が、利用者の電子マネー預金口座を資金に基づく電子マネーの第1の口座と資金に基づかない電子マネーの第2の口座とに区別して管理し、受信した購入金額を第2の口座から優先的に減算するとともに、不足する分を第1の口座から減算して、第1の口座から減算した額を電子マネー管理装置の管理者の口座へ振り込み、電子マネー管理装置は、口座管理装置から振り込みの完了の通知を受けた場合、通知を受けた額を加盟店端末の管理者の口座に振り込む。